

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第八号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年四月鳥取県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条中「鳥取県行政財産使用料条例」の下に「(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)」を加える。

様式第一号中「(様式第一号)」を「様式第一号(第7条関係)」に改める。

様式第二号中「(様式第二号)」を「様式第二号(第7条関係)」に改める。

様式第三号中「(様式第三号)」を「様式第三号(第7条関係)」に改める。

様式第四号中「(様式第四号)」を「様式第四号(第9条関係)」に改

目 次

◇規 則 鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県水産製品検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県しゅんせつ船貸付規則を廃止する規則

二級建築士試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

◇訓 令 鳥取県水産製品検査施行手続を廃止する訓令

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

める。

様式第五号中「(様式第5号)」を「様式第5号(第9条関係)」に改め、同様式の許可条件の5中「、冷房、暖房」を削る。

様式第六号中「(様式第6号)」を「様式第6号(第11条関係)」に改める。

様式第七号中「(様式第7号)」を「様式第7号(第11条関係)」に改める。

様式第八号中「(様式第8号)」を「様式第8号(第14条関係)」に改める。

様式第九号中「(様式第9号)」を「様式第9号(第16条関係)」に改める。

様式第十号中「(様式第10号)」を「様式第10号(第16条関係)」に改める。

様式第十一号中「(様式第11号)」を「様式第11号(第19条関係)」に改める。

様式第十二号中「(様式第12号)」を「様式第12号(第19条関係)」に改める。

様式第十三号中「(様式第13号)」を「様式第13号(第28条関係)」に改める。

様式第十四号中「(様式第14号)」を「様式第14号(第29条関係)」に改める。

様式第十五号中「(様式第15号)」を「様式第15号(第35条関係)」に改める。

様式第十六号中「(様式第16号)」を「様式第16号(第36条関係)」に改める。

改める。

様式第十七号中「(様式第17号)」を「様式第17号(第37条関係)」に改める。

様式第十八号中「(様式第18号)」を「様式第18号(第38条関係)」に改める。

様式第十九号中「(様式第19号)」を「様式第19号(第39条関係)」に改める。

様式第二十号中「(様式第20号)」を「様式第20号(第40条関係)」に改める。

様式第二十一号中「(様式第21号)」を「様式第21号(第42条関係)」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第九号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とする。

別表の表中

一人月額	一七、二〇〇円
一人月額	一八、七〇〇円
一人月額	二〇、二〇〇円
一人月額	一六、二〇〇円
一人月額	一七、七〇〇円
一人月額	一九、二〇〇円
一人月額	一八、二〇〇円
一人月額	一九、七〇〇円
一人月額	二一、二〇〇円
一人月額	一七、二〇〇円
一人月額	一八、七〇〇円
一人月額	二〇、二〇〇円
一人月額	一九、四七〇円
一人月額	二〇、九七〇円
一人月額	二二、四七〇円
一人月額	一八、四七〇円
一人月額	一九、九七〇円
一人月額	二一、四七〇円
一人月額	二〇、四七〇円
一人月額	二二、四七〇円
一人月額	一九、四七〇円
一人月額	二〇、九七〇円
一人月額	二二、四七〇円

に改め、同表の備考の2中「七〇〇円」を「八〇〇円」に改める。
附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十号

ふぐの取扱等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの取扱等に関する条例施行規則(昭和三十四年四月鳥取県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 認証書を再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

第十一条の見出し中「書換、」を「書換え及び」に改め、同条中「三十日以内に」を「速やかに」に、「書換申請」を「書換えの申請を」に改める。

第十二条中「つけてただちに知事に」を「添えて知事に免許証の再交付を」に改める。

第十三条第一項中「五日以内に」を「速やかに」に改め、同項第一号中「取消処分」を「取消し」に改め、同項第二号中「に失った免許証を」を「において亡失した免許証を発見し、又は」に改め、同条第二項中「失踪」を「失踪」に、「三十日以内に」を「速やかに」に改める。

第十五条の見出しを「(認証書の書換え及び再交付の申請)」に改め、同条中「営業者」の下に「(以下「営業者」という。)」を加え、「五日

以内に」を「速やかに」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 営業者は、認証書をき損し、又は亡失したときは、認証書再交付申請書(様式第十二号)に、き損の場合は認証書を、亡失の場合は理由書を添えて知事に認証書の再交付を申請しなければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条中「第二条」を「前三条」に、「返納」を「届出」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(認証書の返納)

第十七条 営業者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、速やかに認証書を知事に返納しなければならない。

一 条例第八条の規定により認証の取消しを受けたとき。

二 認証書の再交付を受けた後において亡失した認証書を発見し、又は回復したとき。

2 営業者は、営業を廃止したときは、速やかに認証書を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第四条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第四条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第五条関係)」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第六条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第八条関係)」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第九条関係)」に改める。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第九条関係)」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第九条関係)」に改める。

様式第九号中「様式第九号」を「様式第九号(第十一条関係)」に改める。

様式第十号中「様式第十号」を「様式第十号(第十二条関係)」に改める。

様式第十一号中「様式第十一号」を「様式第十一号(第十五条関係)」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第12号 (第16条関係)

認證書再交付申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

下記の認證書をき損(亡失)したので、ふぐの取扱等に関する条例施行規則第16条の規定により、認證書の再交付を申請します。

年 月 日

申請者 住 所 (法人の場合は、所在地)

氏 名 (法人の場合は、名称)
(及び代表者の氏名)

㊦

記

認 証 番 号	
認 証 年 月 日	

添付書類

き損した認證書又は認證書を亡失した理由を記載した書類

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十一号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号BCG経皮接種の項中「二百二十六円」を「二百三十四円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十二号

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則(昭和三十二年六月鳥取県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鳥取県水産試験場依頼試験規則

第二条を削り、第一条中「鳥取県水産試験場(以下「試験場」という。)に水産物の品質の鑑定その他水産業に関係のある品質の分析鑑定、試験(以下「試験」という。)」を「試験」に、「試験場長」を「知事」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県水産試験場が依頼を受けて行う水産に関する試験(以下「試験」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第六条を次のように改める。

(試験結果通知書の交付)

第六条 知事は、試験を終了したときは、試験依頼者に試験結果通知書を交付する。

第六条の次に次の一条を加える。

(証明書の交付申請)

第七条 試験結果につき証明書の交付を受けようとする者は、証明書交付申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

第一号様式及び第二号様式を次のように改め、第三号様式を削る。

第一号様式(第二条関係)

試験依頼書

職 氏 名 殿

下記のとおり試験を依頼します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

依頼者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名
稱及び代表者の氏名)

記

供 試 物 件 名	
試験の目的及び内容	
使 用 の 冊 数	
参 考 事 項	

第二号様式 (第七条関係)

証明書交付申請書

殿 氏 名 殿

下記の試験結果について、証明書の交付を申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名 (法人にあつては、(名) 称及び代表者の氏名)

⑧

記

試験依頼年月日	
試験結果通知書番号	
供試物件名	
参考事項	

附 則

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
 - 別表第二水産試験場長の項第一号を次のように改める。
 - 一 鳥取県水産試験場手数料条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二条第二項の規定による手数料の減免
 - (二) 別表の規定による手数料の額の決定
- 別表第二水産試験場長の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 鳥取県水産試験場依頼試験規則(昭和三十二年六月鳥取県規則第二十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第二条の規定による試験の受託
 - (二) 第五条の規定による試験の拒絶
 - (三) 第六条の規定による試験結果通知書の交付
 - (四) 第七条の規定による証明書の交付

鳥取県水産製品検査条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十三号

鳥取県水産製品検査条例施行規則を廃止する規則

鳥取県水産製品検査条例施行規則（昭和三十五年六月鳥取県規則第三十号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。
別表第四境港水産事務所長の項第六号を削る。

鳥取県しゅんせつ船貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県しゅんせつ船貸付規則を廃止する規則

鳥取県しゅんせつ船貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

二級建築士試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

二級建築士試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則
二級建築士試験受験手数料の額を定める規則（昭和四十年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
本則中「千二百円」を「二千五百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県水産製品検査施行手続を廃止する訓令を次のように定める。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県水産製品検査施行手続を廃止する訓令

鳥取県水産製品検査施行手続（昭和三十五年十月鳥取県訓令第十二号）

は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第四条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十四条関係）」に改め、同表

の西部事務所の項中

所長

百分の十六

を

所長（人事委員会が承認したものに限る。）
所 長

百分の二十
百分の十六

に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第十六条関係）」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十一年四月一日から施行する。